

日行連発第1637号
令和3年2月25日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について（周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を実施すべき区域の変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年1月20日付・日行連発第1400号）等にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省より、令和3年2月8日以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、緊急事態措置を実施すべき期間についても令和3年3月7日まで延長されたことを踏まえ、緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長を踏まえた対応について、地方公共団体及び建設業者団体等あてに送付したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について
（令和3年2月8日・国土交通省）